

協議事項

第四期青森県がん対策推進計画案について



- ・ パブリックコメントへの意見に対する対応を含めて、計画案について協議
- ・ 委員からの意見を踏まえ、事務局、会長により責任校正した計画を最終案とすることで、協議会の了承を得たのち、知事決裁後、計画策定（令和5年度中）

報告事項

第8次青森県保健医療計画案（がん対策）について

第2回協議会までに提示していた内容のとおり、がん対策分として、第四期青森県がん対策推進計画から抽出（要約）した内容により、計画策定（令和5年度中）